

事 務 連 絡

令和3年3月8日

公益社団法人 日本バス協会 理事長殿

国土交通省  
自動車局安全政策課長

緊急事態宣言の期間延長等に伴う「移動の自粛に向けた呼びかけ  
について」の貴傘下会員への周知等について(依頼)

3月5日に開催された第57回新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく「基本的対処方針」が変更され、1都3県(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県)について緊急事態措置を実施すべき期間が延長されました。

1都3県については、引き続き、これまでと同様の対応が求められており、また、緊急事態宣言が解除となった7府県(栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県)についても、対策の緩和は段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで続けることとされています。

つきましては、1都3県及び7府県において、引き続き別添の方針に則り、移動の自粛に向けた呼びかけを実施していただきたく、貴会におかれては貴傘下会員に対し周知をお願いします。

(別添)移動の自粛に向けた呼びかけについて(令和3年1月8日)